

**広島県選挙管理委員会告示第三十四号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会等から報告があつた。

平成二十七年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
みどり坂学区集会所	広島市安芸区瀬野西四丁目四番一〇号	平成二七年二月一八日
瀬野学区集会所	広島市安芸区瀬野二丁目一六番一二号	平成二七年三月九日
旧土生小学校	尾道市因島土生町一七二四番地一	平成二七年四月一日
旧三庄小学校	尾道市因島三庄町一六三三番地	平成二七年四月一日
旧田熊小学校	尾道市因島田熊町一〇二二番地四	平成二七年四月一日
三次市民ホール	尾道市三次町一一番地一	平成二七年四月一日
木野集会所	大竹市木野一丁目一〇番一五号	平成二六年一二月五日